

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### 5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成20年8月11日(月) 午前10時から12時まで

(2) 場所 長野県社会福祉総合センター

(3) その他

説明会参加希望者は、平成20年8月8日(金)午後5時までに長野県社会部地域福祉課(電話 026-235-7114)に申し込んでください。

#### 6 応募の手続

##### (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県社会部地域福祉課(郵便番号 380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)で交付します。

なお、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/syakai/comofuku/kashokai.htm>)からダウンロードできます。

##### (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県社会部地域福祉課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4(4)に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

##### (3) 受付期間

平成20年7月22日(火)から9月5日(金)まで(郵送による応募は、平成20年9月5日(金)までに必着のものに限り受け付けます。)

#### 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県社会部指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

#### 8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県社会部地域福祉課

(電話 026-235-7114)に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

地域福祉課

#### 公告

長野県聴覚障害者情報センターを除く長野県障害者福祉センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

#### 1 施設の概要等

##### (1) 名称

長野県障害者福祉センター

##### (2) 所在地

長野市大字下駒沢586番地

##### (3) 設置目的

障害者の福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供する。

##### (4) 施設の概要

###### ア 施設の概要

屋内温水プール、体育館、陸上トラック、ホール、会議室、宿泊室等

###### イ 敷地面積

22,511.54㎡

###### ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート造 2階建

延べ床面積 7,200.63㎡

#### 2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

#### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、長野県障害者福祉センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。))及び長野県障害者福祉センター管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

(1) 長野県聴覚障害者情報センターを除く長野県障害者福祉センター(以下「センター」という。)の施設及び備品の維持管理に関する業務

(2) 身体障害者に対する機能訓練並びに身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務

(3) 障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの

(4) センターの利用の許可に関する業務

(5) センターの利用に係る料金に関する業務

(6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務

#### 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要

です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### 5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成20年8月6日(水)  
午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場所 長野県障害者福祉センター 203会議室
- (3) 参加申込み  
説明会参加希望者は、平成20年8月1日(金)午後5時までに長野県社会部障害福祉課(電話 026-235-7103)へ申し込んでください。

#### 6 応募の手続

##### (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県社会部障害福祉課(郵便番号 380-8570(県庁専用郵便番号)所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)で交付します。

なお、募集要項については、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.nagano.jp/syakai/fukusi/kashokai.htm>)

##### (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県社会部障害福祉課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者

の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

##### (3) 受付期間

平成20年7月22日(火)から9月5日(金)まで(郵送による応募は、9月5日(金)までに必着のものに限り受け付けます。)

##### 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から社会部指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

##### 8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県社会部障害福祉課(電話 026-235-7103)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障害福祉課

#### 公告

長野県聴覚障害者情報センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

##### 1 施設の概要等

- (1) 名称  
長野県聴覚障害者情報センター
- (2) 所在地  
長野市大字下駒沢586番地
- (3) 設置目的  
聴覚障害者用の録画物の製作及び提供その他の業務を行う。

##### (4) 施設の概要

- ア 施設の概要  
閲覧室、ビデオ編集室、相談室、保管庫、事務室
- イ 延べ床面積  
304.23㎡

##### 2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

##### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、長野県聴覚障害者情報センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。))及び長野県聴覚障害者情報センター管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

- (1) 長野県聴覚障害者情報センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 聴覚障害者用の録画物の製作及び提供に関する業務
- (3) 聴覚障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの

(4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成20年8月7日（木）  
午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場所 長野県障害者福祉センター 201会議室
- (3) 参加申込み  
説明会参加希望者は、平成20年8月1日（金）午後5時までに長野県社会部障害福祉課（電話 026-235-7103）へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県社会部障害福祉課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、募集要項については、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

（<http://www.pref.nagano.jp/syakai/fukusi/kashokai.htm>）

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県社会部障害福祉課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計

算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成20年7月22日（火）から9月5日（金）まで（郵送による応募は、9月5日（金）までに必着のものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から社会部指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県社会部障害福祉課（電話 026-235-7103）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障害福祉課

公告

長野県営総合射撃場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

- (1) 名称  
長野県営総合射撃場
- (2) 所在地  
長野県上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山2209-1他
- (3) 設置目的  
猟銃の適正な取扱いの習得及び射撃技術の向上を図ることにより、狩猟による事故を防止し、県民の安全に寄与することを目的として、射撃の実技訓練の場を提供する。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要

施設名	規模、建物構造等	延べ床面積 (㎡)
管理研修棟	1棟（鉄筋コンクリート2階建）	764.67
トラップ射撃場	2面、プラーハウス2棟（鉄筋コンクリート1階建）	12.96 (6.48)
スキート射撃場	2面（散弾銃（移動標的）射撃場兼用1面）プラーハウス2棟（鉄筋コンクリート1階建）	12.96 (6.48)
ライフル射撃場	1面、射屋1棟（鉄筋コンクリート1階建）	77.79
空気銃射撃場	1面、射屋1棟（鉄骨1階建）	244.2
便所	2棟（木造1階建）	17.62 (8.81)

※ 延べ床面積欄の（ ）内は、1棟当たりの延べ床面積

イ 敷地面積 17.18ha

## 2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県営総合射撃場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び長野県営総合射撃場管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県営総合射撃場の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県営総合射撃場の利用に係る料金に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

## 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

## 5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成20年7月31日（木） 13時から15時まで
- (2) 場所 長野県営総合射撃場
- (3) その他

現地説明会への参加希望者は、平成20年7月28日（月）までに、下記8(2)の連絡先に申し込んでください。

## 6 応募の手続

### (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/rinmu/shinrin/12shitei/boshu.htm>）からダウンロードで

きます。

### (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が上記4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

### (3) 受付期間

平成20年7月22日（火）から9月5日（金）まで（郵送による応募は、9月5日（金）までに必着のものに限り受け付けます。）

## 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県営総合射撃場指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

## 8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室（電話 026-235-7273、FAX 026-234-0330、電子メール [shinrin@pref.nagano.jp](mailto:shinrin@pref.nagano.jp)）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

## 公告

長野県南信州広域公園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村 井 仁

### 1 施設の概要等

- (1) 名称  
長野県南信州広域公園
- (2) 所在地  
下伊那郡売木村
- (3) 設置目的  
住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にレクリエーションの場を提供する。
- (4) 施設の概要  
ア 面積 53.8 ha  
イ 長野県南信州広域公園にある施設

オートキャンプ場、広場、大型遊具、遊歩道等（長野県南信州広域公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

## 2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県南信州広域公園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 長野県南信州広域公園（備品等を含む。）の維持管理に関する業務
- (2) オートキャンプ場の利用の許可及び利用料金に関する業務
- (3) (1)及び(2)の業務に附帯する業務

## 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

## 5 現地説明会の開催

長野県南信州広域公園の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

- (1) 日時 平成20年8月5日（火） 午後1時30分から
- (2) 場所 長野県南信州広域公園
- (3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年8月4日（月）までに、所定の用紙により長野県飯田建設事務所維持管理課へ申し込んでください。

## 6 応募の手続

### (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県建設部都市計画課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）又は長野県飯田建設事務所維持管理課（郵便番号395-0034、所在地：長野県飯田市追手町2丁目678）

で交付します。なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/doboku/tosi/H21shitei.htm>）からダウンロードできます。

## (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県建設部都市計画課又は長野県飯田建設事務所維持管理課へ提出してください。ただし、郵送により応募しようとする場合は、長野県建設部都市計画課へ送付してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

## (3) 受付期間

平成20年7月22日（火）から9月5日（金）まで（郵送による応募は、平成20年9月5日までに到着のものに限り受け付けます。）

## 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県都市公園指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

## 8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県建設部都市計画課（電話 026（235）7296）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

都市計画課

## 公告

長野県松本平広域公園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

## 1 施設の概要等

### (1) 名称

長野県松本平広域公園

### (2) 所在地

松本市・塩尻市

### (3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供する。

#### (4) 施設の概要

ア 面積 141.6 ha

イ 長野県松本平広域公園にあるスポーツ施設及びレクリエーション施設

陸上競技場、体育館、総合球技場、やまびこドーム等(長野県松本平広域公園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

#### 2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

#### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、募集要項及び長野県松本平広域公園管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

(1) 長野県松本平広域公園(備品等を含む。)の維持管理に関する業務

(2) スポーツ施設及びレクリエーション施設の利用の許可及び利用料金に関する業務

(3) (1)及び(2)の業務に附帯する業務

#### 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日60監第288号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### 5 現地説明会の開催

長野県松本平広域公園の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時 平成20年8月1日(金) 午後1時から

(2) 場所 長野県松本平広域公園

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年7月31日(木)までに、所定の用紙により長野県松本建設事務所維持管理課へ

申し込んでください。

#### 6 応募の手続

##### (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県建設部都市計画課(郵便番号380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)又は長野県松本建設事務所維持管理課(郵便番号390-0852、所在地:長野県松本市大字島立1020)で交付します。なお、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/doboku/tosi/H21shitei.htm>)からダウンロードできます。

##### (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県建設部都市計画課又は長野県松本建設事務所維持管理課へ提出してください。ただし、郵送により応募しようとする場合は、長野県建設部都市計画課へ送付してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

##### (3) 受付期間

平成20年7月22日(火)から9月5日(金)まで(郵送による応募は、平成20年9月5日までに必着のものに限り受け付けます。)

#### 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県都市公園指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

#### 8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県建設部都市計画課(電話026(235)7296)に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

都市計画課

## 公告

長野県若里公園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせましますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村 井 仁

## 1 施設の概要等

## (1) 名称

長野県若里公園

## (2) 所在地

長野市

## (3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にレクリエーション及び文化活動の場を提供する。

## (4) 施設の概要

ア 面積 5.8 ha

イ 長野県若里公園にある施設

広場、遊具、駐車場、管理棟等（長野県若里公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

## 2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県若里公園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 長野県若里公園（備品等を含む。）の維持管理に関する業務

(2) (1)に附帯する業務

## 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

## 5 現地説明会の開催

長野県若里公園の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時 平成20年8月6日（水） 午後1時30分から

(2) 場所 長野県若里公園

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年8月5日（火）までに、所定の用紙により長野県長野建設事務所維持管理課へ申し込んでください。

## 6 応募の手続

## (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県建設部都市計画課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）又は長野県長野建設事務所維持管理課（郵便番号380-0836、所在地：長野県長野市大字南長野南県町686-1）で交付します。なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/doboku/tosi/H21shitei.htm>）からダウンロードできます。

## (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県建設部都市計画課又は長野県長野建設事務所維持管理課へ提出してください。ただし、郵送により応募しようとする場合は、長野県建設部都市計画課へ送付してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

## (3) 受付期間

平成20年7月22日（火）から9月5日（金）まで（郵送による応募は、平成20年9月5日までに必着のものに限り受け付けます。）

## 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県都市公園指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

## 8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県建設部都市計画課（電話 026 (235) 7296）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

都市計画課